

えびの市体育施設 指定管理者募集要項

**令和 8 年 8 月
えびの市教育委員会**

えびの市体育施設指定管理者募集要項

えびの市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和 9 年 4 月 1 日から、引き続き指定管理者制度を導入します。これは、民間事業者の有するノウハウを有効に活用することにより、管理業務の効率化と経費の節減につながるものです。体育施設の管理運営については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、えびの市体育館条例（昭和 61 年えびの市条例第 11 号）第 4 条、えびの市運動公園条例（昭和 50 年えびの市条例第 7 号）第 4 条、えびの市河川公園条例（平成 24 年えびの市条例第 4 号）第 4 条及びえびの市武道場条例（昭和 48 年えびの市条例第 37 号）第 4 条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 設置目的

体育施設は、地域住民の健康増進並びに市民の体育の向上及びスポーツの振興を図ることを目的とした施設です。

2 施設の概要

（１）指定管理者制度を導入する体育施設は、次のとおりとし、一括して実施します。

※詳細は「別表 1 えびの市体育施設一覧表」を参照ください。

- 王子原運動公園
- 神社原運動公園
- 永山運動公園
- 永山河川敷運動公園
- 加久藤地区体育館
- 上江地区体育館
- 飯野駅前地区体育館
- 真幸地区体育館
- えびの市民体育館
- えびの水辺の楽校
- えびの湯田地区河川公園
- えびの市弓道場 誠心館
- えびの市相撲場

（２）施設利用者数の状況

年 度 施設名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	団体数	延べ人数	団体数	延べ人数	団体数	延べ人数
王子原運動公園	79	10,581	72	7,275	76	7,318
〃 野球場	202	4,359	201	5,353	228	6,075
神社原運動公園	—	612	—	145	—	651
〃 ソフト球場	157	14,917	165	16,546	150	15,299

永山運動公園	189	32,746	239	28,082	247	29,496
〃 テニスコート	62	5,789	83	5,275	94	4,702
永山河川敷運動公園	21	6,408	10	4,463	12	3,898
加久藤地区体育館	217	7,076	198	6,123	209	6,698
上江地区体育館	215	7,767	175	5,533	182	5,604
飯野駅前地区体育館	462	17,995	441	18,519	475	18,626
真幸地区体育館	440	14,412	400	13,967	361	13,323
えびの市民体育館	394	17,514	359	21,828	567	30,274
えびの水辺の楽校	62	6,193	62	6,878	52	5,073
えびの湯田地区河川公園	19	1,154	29	1,905	29	4,411
〃 パークゴルフ	8	3,732	8	3,245	12	3,710
えびの市弓道場誠心館	12	1,428	12	1,216	12	1,484
えびの市相撲場	17	543	10	46	10	59
合計	—	153,226	—	146,399	—	156,642

3 指定管理者が行う管理の基本事項

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (3) 予算の執行にあたっては、事業計画書、収支予算書に基づいて適正かつ効率的に執行すること。
- (4) 効率的な施設運営を心掛け、適切に業務を管理して経費削減に努めること。
- (5) 常に施設・備品等を良好な状態で維持し事故の未然防止に努めるとともに、利用者が常に安全に施設を利用できるよう留意すること。
- (6) 利用手続きにおいて丁寧な対応を図る等、市民サービスの向上に努めるとともに、健康増進や競技力向上を目的とした魅力ある自主事業を展開する等、積極的に施設の利用促進を図ること。
- (7) 地域の一員として近隣住民、地域組織、団体、機関と良好な関係を構築し、その協力を得て事業を展開すること。
- (8) えびの市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、施設の管理運営において知り得た秘密を漏えいしないこと。
- (9) 災害発生時における施設利用については、利用者の安全を第一に考え、安全の確保に努めること。また、えびの市（以下「市」という。）から要請があった場合は、避難場所等の開設に協力すること。
- (10) 市及び市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と密接に連携を図り、管理運営を行うとともに、市の施策に対し、積極的に協力すること。
- (11) ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境負荷低減に配慮した管理運営を行うこと。

4 業務の範囲・内容等

- (1) 体育施設の使用許可等に関する業務
- (2) 体育施設の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 体育施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) その他、体育施設の設置目的を達成するために必要な業務

詳細については、えびの市体育施設指定管理業務仕様書第6「業務の範囲・内容」を参照すること。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営の継続が適当でないと認められ場合には、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理料

体育施設の指定管理料については、えびの市体育施設指定管理業務仕様書第7「指定管理委託料の取扱い」を参照の上、次の上限金額の範囲内で申請の際の事業計画及び収支予算を策定してください。

（上限金額）年額62,908千円（消費税及び地方消費税額含む。）

(1) 指定管理委託料

使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用しますので、市の指定管理委託料予定額は、年額59,953千円とします。

(2) 基準額

指定管理業務を委託する場合に、利用料金の基準とする額は年額2,955,000円とし、収入額がこの基準額を超えた場合は、超えた分の3分の1を教育委員会に納付するものとします。

7 申請の資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等によるグループ（共同体）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

(1) 申請の資格

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続を行っていないこと。
- イ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- エ 市及び他の自治体等から指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。

カ 国税又は地方税を滞納していないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）ではないこと。

ク 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

※申請した法人等が申請資格を満たすかを確認するために、市が関係機関に照会を行うことがあります。

※指定管理者候補として選定された後、本市議会の議決後指定を受けるまでの間に、申請資格を満たさなくなった場合は、候補者としての資格を失うものとします。

（2）複数の団体でのグループ（共同体）申請

ア グループ（共同体）の名称を設定し、代表団体を定めるものとします。

イ グループ（共同体）の構成団体は、単独での申請や他のグループ（共同体）での申請はできません。

ウ 申請団体の構成員は、他の申請団体の構成員になることはできません。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

（1）受付期間 令和8年8月19日（水）から令和8年9月8日（火）午後5時まで

（2）提出方法 FAX又は電子メール

様式は問いません。なお、確認のため質問書を送付した旨、電話連絡をお願いします。

（3）質問に対する回答

法人等からの個別の質問や相談に対する回答内容については、公正性・透明性の観点から、具体的な提案内容に触れるものを除き、令和8年9月11日（金）に市ホームページで公表します。

・FAX 0984-35-2908

・E-mail shakaikyoiku@city.ebino.lg.jp

・直通電話 0984-35-2268

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加される方の氏名をFAX又は電子メールで令和8年8月27日（木）午後3時までに連絡してください。

（1）開催日時 令和8年9月1日（火）午後2時から

（2）開催場所 えびの市文化センター 会議室I

10 提出書類

申請の際には、以下の書類を原本1部、副本9部（複写可）の計10部を教育委員会に提出してください。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

- (1) 指定申請書（えびの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号）※宛先は、「えびの市教育委員会」としてください。
- (2) グループ（共同体）構成員届（様式第4号）
※グループ（共同体）申請の場合、グループ協定書等と併せて提出してください。
- (3) 指定期間全体（3年間）における管理業務に関する自主事業を含む事業計画書（同規則様式第2号）及び収支予算書（同規則様式第3号）
- (4) 欠格事項等に該当しない旨の誓約書（同規則様式第5号）
- (5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (7) 申請の日の属する年度の前事業年度における賃借対照表、損益計算書、収支決算書その他の法人の財務状況を明らかにする書類（過去3年分）
- (8) 申請の日の属する年度の前事業年度における事業報告書その他の業務内容を明らかにする書類
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- (10) 納税証明書（国、県、市税について未納がないことの証明）
- (11) その他教育委員会が必要と認める書類
※グループ（共同体）は、代表団体及び構成団体毎に「(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)の書類」を提出してください。

1.1 申請書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 〒889-4311 えびの市大字大明司2 1 4 6 番地2
えびの市教育委員会 社会教育課 市民体育係
電話 0984-35-2268
- (2) 提出期間 令和8年8月19日（水）～令和8年9月25日（金）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までの時間）
※募集要項をよくお読みになり、直接持参されるか、郵便により提出してください。
なお、郵便の場合は、書留にて提出してください（9月25日までに必着）。
また、FAX・電子メール等による提出は受け付けませんので、留意ください。
- (3) 申請に要する経費
申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

1.2 選定方法

- (1) 選定の基準
指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びヒアリングを実施した上で、次の選定基準に沿って審査し、指定管理候補者を選定し

ます。

ア 住民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項

(2) 審査項目・配点

上記(1)の選考基準を基に別表2に示す審査項目・配点により審査します。

(3) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数(満点)の100分の60とします。

1.3 選定委員会

選定委員会は、令和8年10月中旬(予定)に実施します。

※申請者である法人等の代表者又は代理の方のプレゼンテーション及びヒアリングを行います。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)

1.4 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会の協議の結果、不相当と認められるもの

1.5 選定結果

指定管理候補者を決定後、各申請者に郵送で通知します。また、選定結果を市のホームページで公表します。

1.6 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。選定した法人等又はグループを指定管理者候補者として、市議会に提案し議決されれば、指定管理者の指定となります。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、えびの市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第4条第2項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 管理に係る業務の内容に関する事項
- イ 管理に要する費用に関する事項
- ウ 一般利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- エ 管理を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項
- オ その他市長等が必要と認める事項

(3) 指定後の留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(エ) 仕様書に定める事項の履行に支障があると認められるとき。

1.7 選定スケジュール

指定管理者の選定にあたっては、次のように手続きを進めていく予定です。なお、日程は変更することがあります。

日 付	内 容
令和8年 8月19日(水) ～9月25日(金)	指定管理者の募集要項及び指定管理業務仕様書の配布
9月 1日(火)	応募者現地説明会の開催
8月19日(水) ～9月 8日(火)	募集内容等に係る質問事項の受付
9月11日(金)	当該質問事項に対する回答
8月19日(水) ～9月25日(金)	応募申請受付期間
10月中旬	指定管理候補者選定委員会の開催
10月下旬	指定管理候補者の選定及び選定結果の通知
11月下旬	市議会へ指定管理者の指定・予算(債務負担)の提案
12月下旬	指定管理者の指定
令和9年 1月	指定管理者との協定書についての協議
2月	指定管理者との協定締結

3 月	市議会へ指定管理に関する予算の提案
3 月	指定管理者への引継ぎ準備
4 月 1 日	指定管理者による施設管理の開始

18 情報公開

- (1) 申請に際して提出していただいた書類等については、指定管理候補者に選定された事業者等の事業者名、指定申請書、事業者法人情報、事業計画書、収支予算書、その他提出書類など全て原則公開となるほか、選定されなかった事業者についても、指定申請書、事業者法人情報、その他提出書類などの書類は一部公開となります（えびの市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する部分を除く。）。あらかじめご了承ください。
- (2) 申請事業者の知的財産等に係る内容など、公にすることにより法人等の事業、運営上の不利益に該当する恐れがある部分については、その理由を付して書類の提出時に提示してください。

19 その他

- (1) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。
- (3) 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、公募や選定に関わる公表をする場合、その他市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (4) この募集要項に定めのない事項に関しては、教育委員会と協議し決定するものとします。

20 問い合わせ先

〒889-4311

えびの市大字大明司2146番地2

えびの市教育委員会 社会教育課 市民体育係

電話 0984-35-2268

FAX 0984-35-2908

別表1 えびの市体育施設一覧表

施設の名称	建設年度	施設規模	所在地	施設の概要（可能面数）
王子原運動公園	S 56	54,457.00 m ²	島内 2044	ソフトボール 2面 サッカー・ラグビー 1面
〃 野球場	S 63	鉄筋平屋	島内 2044	野球・ソフトボール 1面 スコアボード 1基 投球練習場 5人立
神社原運動公園	H元	15,859.00 m ²	原田 2000	ソフトボール 1面 グラウンドゴルフ 2面 ゲートボール 2面
永山運動公園	H4 (R5 拡張)	①38,491.00 m ² (西側) ②25,537.00 m ² (東側) ①+②=64,028.00 m ²	永山 785	サッカー・ラグビー 2面 テニスコート（人工芝） 3面
永山河川敷運動公園	H4	17,677.31 m ²	永山 785	サッカー・ラグビー 1面
加久藤地区体育館	S 60	鉄筋平屋一部 2 階 896.80 m ² (アリーナ 708 m ²)	栗下 1168-3	バレーボール・テニス 1面 バドミントン 3面 卓球台 11台
上江地区体育館	H2	鉄筋平屋 1,307.90 m ² (アリーナ 924 m ²)	上江 1785-1	バレーボール 2面 バスケットボール・テニス 1面 バドミントン 3面
飯野駅前地区体育館	H4	鉄筋平屋 1,692.88 m ² (アリーナ 978.10 m ²) (サブアリーナ 198 m ²)	原田 2176	バレーボール 2面 バスケットボール・テニス 1面 バドミントン 3面
真幸地区体育館	H8	鉄筋平屋 2,290.06 m ² (アリーナ 1,185.85 m ²) (内：サブアリーナ 213.85 m ²)	向江 1188-10	バレーボール 2面 バスケットボール・テニス 1面 バドミントン 3面 卓球台 21台 集会室 190.62 m ²
えびの市民体育館	S 53	鉄筋平屋 2,341.25 m ² (アリーナ 1,836 m ²)	原田 3056	バレーボール・テニス 3面 バスケットボール 1面 バドミントン 7面 ミニバレーボール 7面 卓球台 10台
えびの水辺の楽校	H24	47,088.60 m ²	小田 298 地先から 池島 273-13 地先 まで	多目的広場 70m×110m (サッカー・ラグビー 1面)
えびの湯田地区 河川公園	H29	37,575.2 m ²	湯田字川原 743 番 1 地先から東川北 字有留 1351 番 6 地 先まで	多目的グラウンド 多目的広場(砂地) 1面 芝生広場 1面 パークゴルフ練習場 18ホール
えびの市弓道場 誠心館	S48	木造平屋 137.32 m ²	向江 487	近的 6人立 まきわら 2台
えびの市相撲場	H25	鉄筋平屋 118.80 m ²	原田 112-1	土俵 1面 更衣室 1室 シャワー室 1室 板間 1面

別表 2

選定基準及び審査項目

選定基準	審 査 項 目		配点
市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	管理運営の方針	市が示した管理の方針と提案された管理運営方針が合致しているか。	5
		施設の現状に対する認識が正しくなされ、将来の展望などの提案がされているか。	5
		教育委員会との連携の考え方が示されているか。	5
	市民の平等な利用の確保	事業内容や運営方法等は利用者の公平・平等を確保するものになっているか。	5
	小 計		20
施設の効用を最大限に発揮するものであること。	サービス向上への取組	施設の利用率・サービス向上のための方策が示されているか。	5
	利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、改善への反映の仕組	トラブル・苦情処理の適切な対応と未然防止・再発防止の方策が示されているか。	5
		利用者の要望や意見を把握し、改善を図る仕組みは示されているか。	5
	利用促進への取組	利用を促進させる取組（宣伝・広報等）の提案があるか。	5
		自主事業の内容は、適切で期待度はあるか。	5
		地域・他団体との連携を通じた地域振興・地域活性化の取組を図る提案があるか。	5
	小 計		30
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の維持管理	施設・設備の自主点検、保守、必要な修繕等適切な維持管理計画となっているか。	5
	安全対策・危機管理体制	災害、その他緊急時の危機管理体制が確立され、役割分担等が明確となっているか。事態を想定した研修・訓練等の取組が提案されているか。	5
	適切な経費の算定・経費の縮減	業務の効率的な取組や、経費縮減に向けた創意工夫があるか。省エネなど環境に配慮した取組がみられるか。	5
		収支予算書の内容は適切か。事業計画との整合性は図られているか。	5
	小 計		20
施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	管理運営の安定性	安定した運営ができる財務状況であるか。	5
	組織・管理体制	適切な人員や必要な資格、経験などを有し、十分な育成・研修体制が講じられているか。管理責任者・管理体制が明確に示されているか。	5
	実績・経験	同種施設等の管理実績などがあり、管理能力は期待できるか。	5
	リスクへの対応	負担すべきリスク管理の内容を理解し、具体的な対応を想定したものとなっているか。	5
	小 計		20

その他、施設の 設置目的を達成 するために必要 な事項	法令遵守	個人情報保護、情報公開等への対応に問題はないか。	5
	地域への貢献	市内の企業や人材の積極的な活用、雇用促進への配慮がされているか。	5
		小 計	1 0
		合 計	1 0 0